

新型コロナウイルス感染症に係る協会けんぽの対応

1. 傷病手当金関係

- 傷病手当金の速やかな支給のため、厚労省からの事務連絡を踏まえ、以下の対応を実施した。
 - ・発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服すことができなかった期間として取扱う。
 - ・やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、労務不能と認め支給。

2. 保険料関係

① 保険料の猶予

- 令和2年2月1日以降における、一定期間（1ヶ月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった方について、保険料を無担保かつ延滞金なしで、1年間納付を猶予することとされた。
- 8月28日時点で健康保険料及び介護保険料計で1,050.3億円の納付が猶予されている。

② 特例隨時改定

- 緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別な状況に鑑み、令和2年4月～7月に休業があった者について、通常の手続き（随时改定）であれば、報酬の低下後4か月目から標準報酬月額・保険料が減額されるところ、翌月から減額改定できる特例が実施された。
- 現在、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の感染状況を踏まえ、本年12月まで特例措置が延長されることとなった。
- 8月28日時点で、日本年金機構において約2万事業所から申請を受理し、約1.5万事業所、19万人について特例改定を承認。※健保組合加入者を含んだ数字